

仙台市内指定障害福祉サービス事業所等
運営法人代表者 様

仙台市健康福祉局障害福祉部
障害福祉サービス指導課長

生活介護事業所等における医師配置の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の障害福祉行政につきましてご理解並びにご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、**指定生活介護事業所（共生型を除く）、指定児童発達支援事業所（重心型及び児童発達支援センター）、指定放課後等デイサービス事業所（重心型）、指定福祉型障害児入所施設**においては、国が定める基準により協力医療機関に加え、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために雇用契約等に基づいた医師又は嘱託医（以下「医師等」という。）を配置することが必要です。この医師等の配置について、国の取り扱いにより次のとおりとしますので、お知らせいたします。

1 生活介護事業所等における医師等の配置について

- （1）医師等が健康管理や療養上の指導、基本的診療等のために、**月 1 回以上訪問による勤務**を行うこと
- （2）1 回当たりの勤務時間は、利用者の障害の特性等に応じて必要となる時間とすること

2 本取り扱いの開始年月日

令和 8 年 4 月 1 日（準備ができた事業所から令和 8 年度中にご対応をお願いします。）

※なお、令和 9 年 4 月 1 日以降、本取り扱いに定める基準を満たすことができない場合は、下記「3 サービス毎の注意点」のとおり取り扱うこととします。

3 サービス毎の注意点

- （1）**生活介護事業所**においては、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関等への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師等を配置しない取扱いとすることができます。ただし、**医師未配置減算**が適用されますので、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」（以下「体制届」という。）により届出を行ってください。
- （2）**児童発達支援事業所（重心型及び児童発達支援センター）、放課後等デイサービス事業所（重心型）、福祉型障害児入所施設**では、人員基準上、医師等の配置が必須です。医師等の配置がされない場合、基準人員の配置が前提となる加算（※）は算定不可となりますので、体制届により「終了」の届出を行ってください。
※児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算、専門的支援実施加算、看護職員加配（又は配置）加算、心理担当職員配置加算、ソーシャルワーカー配置加算など

4 留意事項

- （1）体制届に添付する「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」には、医師等の勤務予定を記載してください。
- （2）医師等の配置については、雇用契約又は嘱託医契約を締結し、出勤簿等で出勤したことが分かるようにしてください。
- （3）運営指導等により医師の未配置が確認された場合は、過誤調整を行っていただきますのでご承知おきください。
- （4）厚生労働省等から新たな Q & A 等が発出された場合は、この限りではありません。

【問い合わせ先】

（青葉区・泉区に所在する事業所）

指導第一係 TEL：214-6141

（宮城野区、若林区、太白区に所在する事業所）

指導第二係 TEL：214-8743